

研究開発税制等の在り方に関する研究会の設置について

1.設置趣旨

- 我が国経済の成長力・国際競争力を高める上で、将来の経済成長の礎である企業のイノベーション投資を後押しすることが重要である。
- 科学技術・イノベーションの歴史を俯瞰してみると、戦後直後の「リニアモデル」の時代から、「イノベーション・エコシステム」の時代を経て、「科学とビジネスの近接化」の新たな時代に入っている。科学に対する官民の巨額資本の投下が進み、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速しており、各国は戦略的な科学技術領域への重点投資や研究開発拠点の誘致競争を激化させている。
- このような中、我が国のイノベーション力は各国と比べて相対的に低下しており、企業がリスクを取って、長期目線で、科学に戦略的に投資し、また大学等が、科学とビジネスの好循環のハブとして成長することが重要である。
- このため、研究開発税制等のイノベーション関連税制をどのような仕組みとすることがイノベーション投資のインセンティブとしての役割をより果たすことができるのかを検討することを目的として、研究開発税制等の在り方に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2.実施方法

- 研究会の構成員は、資料2のとおりとする。座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができるものとする。

【その他】

- 研究会の庶務は、経済産業省イノベーション・環境局研究開発課において処理する。